

日医発第 226 号(情シ 4)
平成 30 年 5 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の
一部改正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長ならびに同省政策統括官（統計・情報政策担当）より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

厚生労働省は、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していくために、保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）を定めております。この標準規格は、これまで「HS001 医薬品 HOT コードマスター」をはじめとする 16 の規格が定められておりましたが、今般「保健医療情報標準化会議」の提言を受け、新たに下記の規格が認められ、別紙の通り改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療機関等に対しては、標準化推進の意義を十分考慮することが求められておりますが、その実装を強制されているわけではないことを申し添えます。

記

1. HS027 処方・注射オーダー標準用法規格

※標準規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会 HP をご参照ください。

<http://helics.umin.ac.jp/>

以上

医政発0521第3号
政統発0521第2号
平成30年5月21日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)
(公 印 省 略)

「保健医療情報分野の標準規格(厚生労働省標準規格)について」の
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」(平成30年4月19日保健医療情報標準化会議)が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格(平成22年3月31日 医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。)として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

記

HS027 処方・注射オーダー標準用法規格

保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について

(※二重下線部が追加の規格)

(※破線部は厚生労働省標準規格として認定した後に改定により変更のあった箇所)

1 厚生労働省標準規格

厚生労働省標準規格は以下の規格等とする。

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
- HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針（JJ1017 指針）
- HS022 JAHIS 処方データ交換規約
- HS024 看護実践用語標準マスター
- HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- HS027 処方・注射オーダ標準用法規格
- HS028 ISO 22077-1:2015 保健医療情報－医用波形フォーマット－パート 1：符号化規則
- HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様

※規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照すること。
<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。